

日本門脈圧亢進症学会技術認定制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 門脈圧亢進症の症状は食道・胃静脈瘤、脾腫・脾機能亢進症、腹水貯留、肝性脳症などさまざまであり、その治療には血行動態など専門的知識が必要され、また治療法は内視鏡的治療、interventional radiology(以下IVR と略記)、手術療法など多岐にわたる。この日本門脈圧亢進症学会技術認定制度（以下本制度と略記）は、各学会の定める専門医制度とは異なり、門脈圧亢進症の治療に携わる医師の技術を高い基準にしたがって評価し、専門的に治療を行うに足る所定の基準を満たした者を認定するもので、これにより本邦における門脈圧亢進症に対する治療の健全な普及と進歩を促し、延いては国民の福祉に貢献することを目的とする。

(対象治療手技)

第2条 本制度の対象となる治療手技は、食道・胃静脈瘤や脾腫・脾機能亢進に対する内視鏡的治療、IVR、手術療法とし、腹腔鏡手術も手術療法に含める。

(領域)

第3条 本制度は、内視鏡的治療（消化器内視鏡）、IVR、手術療法（消化器外科）の領域で構成される。新たな分野からの本制度への参加の申し出があった場合には、日本門脈圧亢進症学会技術認定制度委員会で審議し、理事会の議を経て決定される。

(認定者の呼称と責務)

第4条 本制度によって認定証の交付を受けたものを、日本門脈圧亢進症学会技術認定取得者（以下、技術認定取得者と略記）と呼ぶ。技術認定取得者は、術者として安全な食道・胃静脈瘤や脾腫・脾機能亢進などの門脈圧亢進症に対する治療を遂行するとともに、門脈圧亢進症に対する治療の後進に対する指導、より安全で有用な技術の開発、手技や器具に関する啓蒙に努め、もってわが国の門脈圧亢進症に対する治療の健全な普及と進歩に貢献しなければならない。

第2章 技術認定制度委員会

(設置)

第5条 日本門脈圧亢進症学会（以下、本学会と略記）は、前章の目的を達成するために技術認定制度委員会（以下、制度委員会と略記）を置く。

(業務)

第6条 制度委員会の業務は以下のとおりとする。

- 1) 本制度に関する規約の作成並びに改定を行う。

2) 関連学会との連絡および調整、その他、本制度にかかわるすべての問題に対処する。

3) 本制度技術審査委員（以下、審査委員と略記）の審査ならびに承認を行う。

（委員の資格）

第7条 制度委員会委員（以下、委員と略記）は、次の1—3号および4または5号に定める資格を要する。（施行細則第1条）

- 1) 本学会会員であること。
- 2) 日本消化器内視鏡学会専門医あるいは指導医、日本消化器病学会専門医、日本外科学会専門医、あるいは日本医学放射線学会専門医（診断）もしくは日本IVR学会専門医であること。
- 3) 本学会評議員であること。
- 4) 技術認定取得者であること。
- 5) 各領域の学会あるいは研究会を代表する者であること。

（定員と任命方法）

第8条 委員は若干名とし、各領域を含むこととする。委員は、理事長より推薦を受け、理事会の議を経て理事長が委員として指名する。

（委員長の選任）

第9条 制度委員会に委員長をおく。制度委員会委員長（以下、委員長と略記）は、理事会の審議にもとづいて理事長が指名する。委員長は各領域の委員を兼任できる。

（委員長の業務）

第10条 制度委員会委員長の業務は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、必要に応じて、制度委員会ほか技術審査に関わる委員会を開催することができる。
- 2) 制度委員会において決定された重要案件を、理事会に報告し、理事会の承認のもとに執行する。
- 3) 委員内定者、審査委員内定者、技術認定証交付内定者を理事長に報告し理事会の議を経る。

（副委員長の選任と業務）

第11条 制度委員会に副委員長をおくことができる。副委員長は、委員長と理事長の協議にもとづいて理事長が指名する。副委員長は委員長を補佐する。

（任期）

第12条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員長、副委員長の任期は委員と同じとする。

（欠員の補充）

第13条 委員あるいは委員長に欠員が生じたときは、理事長がその補充を行う。補充

によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 技術審査委員会

(設置)

第14条 認定申請者を審査するために、領域ごとに技術審査委員会（以下、審査委員会と略記）を設置する。

(業務)

第15条 審査委員会は、申請された書類ならびに動画をもとに技術認定申請者の技量を審査し、結果を制度委員会に報告する。

(委員の資格)

第16条 審査委員は、次の各号に定めるすべての資格を要する。（施行細則第2条）

- 1) 継続7年以上本学会員であること。（施行細則第1条）
- 2) 各領域ごとに定める専門医であること。
- 3) 技術認定取得後5年以上経過しており、その間さらに臨床経験を積み重ねていること。（施行細則第1条）
- 4) 本学会あるいは門脈圧亢進症に関する国内および国際学会ならびに学術雑誌において十分な業績を有する。

(委員選出方法)

第17条 審査委員は、技術認定取得者から選任し、制度委員会に報告するものとする。

(施

行細則第3条)

(委員長)

第18条 審査委員長は、審査委員からの推薦のもとに制度委員会ならびに理事会の議を経て、理事長が指名する。

(委員の更新)

第19条 審査委員は2年ごとに更新を必要とする。更新に際しては、門脈圧亢進症に対す

る治療を継続して施行していることを審査し、制度委員会に報告する。（施行細則第4条）

(委員の資格喪失)

第20条 次の各号に該当する者は、制度委員会および理事会の議を経て、審査委員の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由により技術審査委員としての資格を辞退したとき。
- 2) 申請書に虚偽の認められたとき。
- 3) 各領域の専門医の資格を喪失したとき。
- 4) 審査委員の更新を受けないとき。

- 5) 門脈圧亢進症に対する治療に従事しなくなったとき。
- 6) その他、審査委員として不適当と認められたとき。

(復活、再申請)

第21条 資格喪失により取り消された審査委員の資格は、第17条の審査委員選出方法に従った再審査のもとに、制度委員会および理事会の議を経て、復活を認めることができる。但し申請書に虚偽が認められて資格を取り消された者は、原則として5年間再申請することができない。

第4章 技術認定申請資格

(申請資格)

第22条 技術認定を申請する者（以下、申請者と略記）は、次に定めるすべての資格を要する。なお、申請資格の細則は、施行細則第5条、6条に示す。

- 1) 申請時に本学会連続3年以上の会員歴を有していること。
- 2) 各領域ごとに定める専門医であること。
- 3) 各領域の門脈圧亢進症に対する治療を独立した術者として遂行できる技量を持っていること。
- 4) 本学会教育セミナーに1回以上参加していること。
- 5) 地区代表世話人の推薦を得ていること。

第5章 技術認定方法

(申請方法)

第23条 申請者は、次の各号に定める申請書類の正本および副本（3部）、および審査料を制度委員会に提出する。

- 1) 技術認定申請書（領域を明記）
- 2) 履歴書
- 3) 各領域の専門医認定証（写）
- 4) 本学会の教育セミナー参加証（写）（ただし、講師として参加した場合は、講師を務めたことを証明する書類）
- 5) 申請者の門脈圧亢進症の治療技術を保証し得る地区代表世話人の推薦状
- 6) 術者として最近行った手技の未編集動画
- 7) 業績目録（論文2（本学会雑誌1編含む/共著も可）、発表3（本学会発表1含む/共同演者も可））
- 8) 治療実績一覧表
- 9) 技術認定審査料（別に定める）

(審査方法)

第24条 審査委員は、申請書類およびビデオをもとに申請者の技量を審査委員会が審

査・判定する。判定結果は、制度委員会を経て、理事会に報告される。

(認定証交付)

第25条 理事長は、本規則に基づいた審査の結果、門脈圧亢進症に対する治療の術者として十分な技量があると判定された申請者に対して、日本門脈圧亢進症学会技術認定証を交付する。

- 1) 内視鏡的治療：日本門脈圧亢進症学会技術認定（内視鏡的治療）
- 2) 内視鏡的治療(EVL)：日本門脈圧亢進症学会技術認定（内視鏡的治療(EVL)）
- 3) IVR：日本門脈圧亢進症学会技術認定（IVR）
- 4) IVR-TIPS：日本門脈圧亢進症学会技術認定（IVR-TIPS）
- 3) 手術療法：日本門脈圧亢進症学会技術認定（手術療法）

(資格の更新)

第26条 技術認定資格は5年ごとに更新を必要とする。更新は、下記各号について審査委員会で審査、判定し、制度委員会を経て理事会に報告される。

- 1) 更新の申請書類
- 2) 最近5年間継続して臨床に従事していることの証明書類。（施行細則第4条）
- 3) 本学会の教育セミナー参加証（写）

(資格喪失)

第27条 次に該当する者は、制度委員会および理事会の議を経て、その資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して、技術認定資格を辞退したとき。
- 2) 本会会則の規定に従って、会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽の認められたとき。
- 4) その他、技術認定取得者として不適当と認められたとき。
- 5) 臨床に従事しなくなったとき。

(資格復活)

第28条 やむをえない事情による会費滞納のため取り消された技術認定取得者資格は、制度委員会および理事会の議を経て、復活を認めることができる。

第6章 補則

(改定)

第29条 本規則の改訂は、制度委員会の提案のもとに理事会および評議員会の議決を経なければならない。

(発効)

第30条

- 1) 本規則は、平成24年9月7日に発効する。
- 2) 本規則は、平成30年10月1日に改訂される。

3) 本規則は、令和元年10月1日に改訂される。

4) 本規則は、令和7年10月1日に改訂される。

(細則)

第31条 本規則を実施するために別に細則を設ける。